

官民人事交流

制度のあらましと体験談

目次

「はじめに」「官民人事交流制度の概要」

- 1 官民人事交流の対象…………… 1
- 2 官民人事交流の手続き…………… 2
- 3 交流基準の概要…………… 3
- 4 福利厚生制度等の適用関係…………… 4
- 5 官民人事交流の実施状況…………… 5
- 6 官民人事交流の体験談…………… 6
- 7 Q & A…………… 9

内閣府官民人材交流センター
人 事 院
内閣官房内閣人事局

はじめに

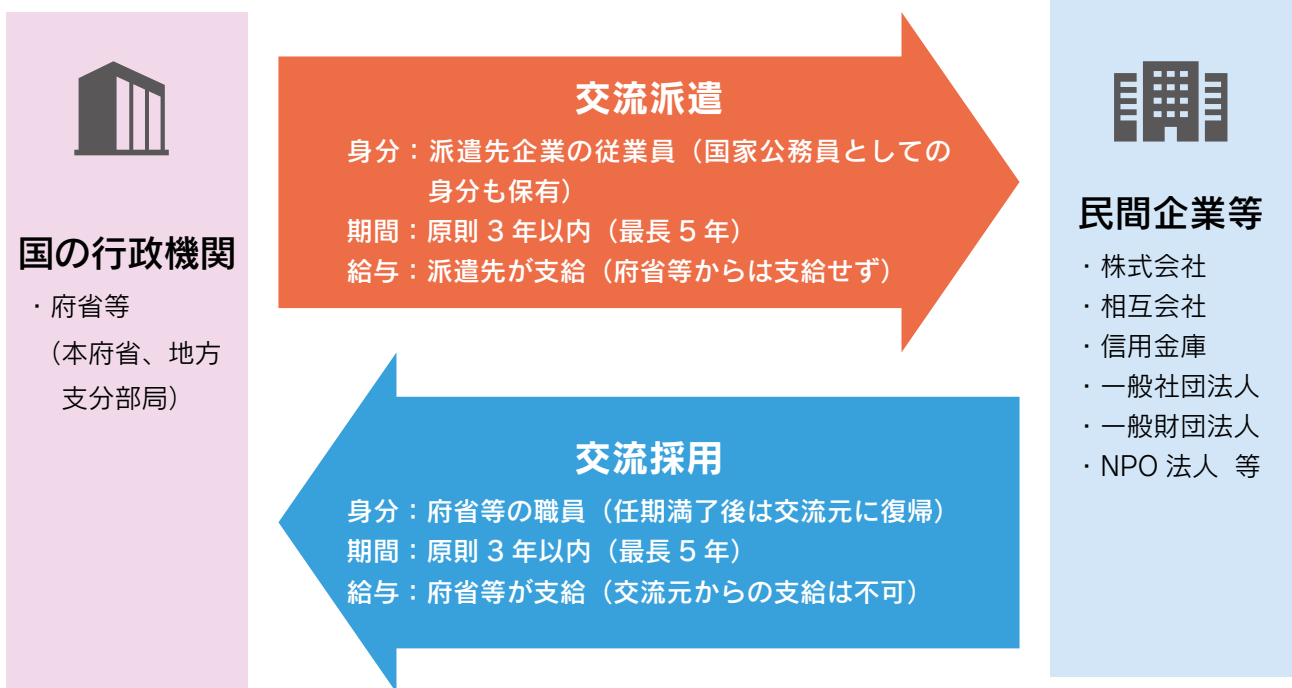
国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 11 年法律第 224 号。以下「官民人事交流法」といいます。）に定める官民人事交流制度は、国の府省等と民間企業（次頁にお示しするとおり、様々な法人・団体が含まれます。本冊子では「民間企業等」と記載します。）という行動原理が互いに異なる組織間での人事交流を通じて、相互理解の促進と、双方における人材の育成及び活用、組織の運営の活性化等を図るものです。

平成 12 年 3 月に官民人事交流法が施行されて以来、人事交流を実施した実績のある民間企業等は、700 を超えており、幅広い分野における多様な人材に関して「官から民」「民から官」の双方向の交流の更なる推進が期待されています。

このため、内閣府官民人材交流センター、人事院及び内閣官房内閣人事局では、互いに密接に連携し、経済 3 団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会）等関係団体の御協力を得て、官民人事交流に関する説明会の開催、官民人事交流の実施の希望に関する情報提供等、官民人事交流制度に関する広報の取組を進めています。

本冊子が、官民人事交流の実施に向けた御検討の一助となれば幸いです。

官民人事交流制度の概要



交流派遣

民間企業等が国の府省等の職員を従業員として雇用し、期間を定めてその業務に従事させるものです。

交流採用

国の府省等が民間企業等の従業員を職員として採用し、任期を定めてその職務に従事させるものです。

※交流派遣と交流採用の両方を行うことも、いずれか一方のみを行うこともできます。

1 官民人事交流の対象

対象となる民間企業等

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社
信用協同組合*、信用協同組合連合会*
信用金庫連合会*、労働金庫*、農林中央金庫*
監査法人*、弁護士法人*、医療法人*、学校法人*、社会福祉法人*
日本赤十字社*、消費生活協同組合*、特定非営利活動法人（NPO法人）*
一般社団法人*（公益社団法人*を含む。）、一般財団法人*（公益財団法人*を含む。）
外国法人であって上に掲げた法人に類するものとして人事院が指定するもの

- ・民間企業等の規模（資本金、従業員数等）、業種は問いません。
- ・上記のうち「*」印を付した法人であって、その事業の運営のための必要な経費の主たる財源を、法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分又は国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国又は地方公共団体の事務又は事業等の実施による収益及び補助金等によって得ているものは、官民人事交流の対象となりません。詳細については、人事院にお問い合わせください。
- ・所管関係等に基づき交流が制限される場合などがございます。詳しくは3ページをご参照ください。

各行政機関は、性別、事務系・技術系の別や採用試験区分の別にとらわれず、多様で有為な人材の交流採用及び交流派遣を積極的に行うことや、次のような方針が定められています。

交流採用（民間企業等→国）

交流採用は、「民間企業の実務経験を通じてその業務遂行手法を体得している者を対象に、各行政機関における効率的かつ機動的な業務遂行が求められる官職等その経験を行政運営の活性化のために効果的に活かすことが期待される官職について実施する」とされています。

また、各行政機関は、従業員の育成等交流採用に係る民間企業等の要望を踏まえつつ、十分に協議した上で、交流採用をしようとする官職を決定するものとされています。

交流派遣（国→民間企業等）

交流派遣は、「幹部候補育成課程対象者を始めとする将来の行政の中核的要員と見込まれる職員その他の行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員を対象とするものとし、交流派遣からの復帰後継続して公務部内で勤務し、交流派遣の成果を発揮することが見込まれる職員を選定すること」とされています。

対象となる府省等

すべての府省等及び行政執行法人（国の出先機関を含みます）

- ・行政執行法人：国立公文書館、統計センター、造幣局、国立印刷局、農林水産消費安全技術センター、製品評価技術基盤機構、駐留軍等労働者労務管理機構
※これらの法人では役職員に国家公務員の身分が付与されています。

2

官民人事交流の手続き

人事院の公募に対し、民間企業等が応募

※応募の前に、府省等と事前のご相談をしていただいても構いません（9ページのQ5を参照）。

人事院は、民間企業等の名簿を国の府省等に提示

府省等が民間企業等と協議し、人事交流の実施に関する計画を作成

人事院が計画を認定

交流採用

民間企業等の従業員が
府省等の職員として
職務に従事する

雇用継続型(※)

府省等が任期中の雇用、任期満了後の雇用等について民間企業等との間で取決めを締結

府省等が任期を定めて採用し職務に従事
(原則3年以内)

任期満了後、
民間企業等に復帰

退職型(※)

府省等が任期満了後の再雇用等について民間企業等との間で取決めを締結

従業員は民間企業等を退職

任期満了後、
民間企業等が再雇用

交流派遣

府省等の職員が
民間企業等の従業員として
業務に従事する

府省等が労働条件等について
民間企業等との間で取決めを締結

交流派遣職員が民間企業等との間で
労働契約を締結の上、業務に従事
(原則3年以内)

派遣期間満了後、
府省等に復帰

(※) 交流採用を実施する民間企業等は、「雇用継続型」と「退職型」のいずれかを選択することができます。

3 交流基準の概要

公務の公正性に対する国民の信頼を確保しつつ、適正な官民人事交流を実施するため、人事院は、有識者（交流審査会）の意見を聴いて、一定の基準（交流基準）を定めています。

刑事起訴等を受けた民間企業等との人事交流

民間企業等又はその役員が、業務に係る刑事事件で起訴されたり、業務停止命令、課徴金納付命令等の重大な影響を及ぼす不利益処分を受けた場合は、原則として2年間、官民人事交流を行うことができません。

許認可権限等を有する国の機関と民間企業等との間の人事交流

許認可などの処分等の対象とされる民間企業等との間では、官民人事交流実施前2年間にこれらの処分等に関する事務を所掌するポストに就いていた国の職員を当該民間企業等及びその子会社に派遣すること、当該ポストへ当該民間企業等及びその子会社の従業員を受け入れることはできませんが、他のポストについては派遣、受け入れができます。例えば、国の本府省の課と所管関係にある民間企業等及びその子会社へは所管関係にある当該課の課長の派遣はできませんが、同じ府省であっても、所管関係にない別の課の課長の派遣は可能です。

同一の民間企業等との継続的な人事交流

許認可などの処分等の対象とされる同一の民間企業等と、国の同じ部局等との間の官民人事交流は、3回まで連続して実施することができます。

契約の締結に携わった職員等に係る人事交流

官民人事交流実施前5年間において、府省等と民間企業等との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある国の職員及び民間企業等の従業員は、それぞれ当該民間企業等への交流派遣及び当該府省等への交流採用はできません。

契約関係にある国の機関と民間企業等との間の人事交流

官民人事交流実施前の5年間に係る年度のいずれかの年度において

●契約の総額が2千万円以上であり

かつ

●当該民間企業等の売上額等の総額に占める割合が25%以上

（大企業（※）にあつては10%以上）

の契約関係にある府省等と民間企業等との間の官民人事交流はできません。

（※）資本の額等が3億円以上であり、かつ、従業員の数が300人以上の民間企業等

国等の事務又は事業の実施等によって収益を得ている法人との人事交流

対象となる監査法人、弁護士法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、日本赤十字社、消費生活協同組合、特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含みます。）のうち、官民人事交流実施前の5年間に係る年度のいずれかの年度において、その事業による収益の主たる部分が国等の事務又は事業の実施等によって得ている部門がある場合には、当該部門との官民人事交流はできません。

ただし、当該部門以外の部門については、官民人事交流ができます。

4

福利厚生制度等の適用関係

| | | 交流採用（民間企業等→国） 民間企業等の従業員が府省等の職員として職務に従事 | | 交流派遣（国→民間企業等） 府省等の職員が民間企業等の 従業員として業務に従事 |
|---|----------------------------|--|---|---|
| | | 雇用継続型（※1） | 退職型（※1） | |
| 年 | 金 | 国家公務員共済組合 （受給資格期間は厚生年金被保険者期間に合算） （受給資格期間を満たした場合、国家公務員としての 期間については国家公務員共済組合から支給） | | 国家公務員共済組合 地方公務員共済組合 （事業主負担分は 派遣先企業が負担） |
| 医 | 療 保 険 | 国家公務員共済組合 | | 派遣先企業等に適用される 健康保険制度 |
| 災 | 害 補 償 | 国家公務員災害補償法 | | 労働者災害補償保険法 |
| 退 | 職 金 ・ 退 職 手 当 | 退職時、国家公務員退職手当を支給 | | 支給・不支給の制限なし （支給の場合、国家公務員 退職手当を調整） |
| 雇 | 用 保 険 | 被保険者資格継続 （交流採用期間を所定給付日数 算定基礎期間から除外） | 適用なし | 適用なし |
| 児 | 童 手 当 | 採用先の府省等から支給 | | 市町村長（特別区の区長を含む） から支給 |
| 勤 | 労 者 財 形 | 利用している商品を採用先の府省等で 取り扱っている場合に限り継続可能 | | 利用している商品を派遣先企業 等で取り扱っている場合に限り 継続可能 |
| 福 | 利 厚 生 一 般 | 採用先の府省等（共済組合）の提供する サービスを利用 | | 派遣先企業等の提供する サービスを利用 |
| 民間 企業 内 福 利 厚 生 制 度 （※2） | 社 宅 ・ 借 上 社 宅 | 交流採用前から引き続き、 又は交流採用の任期満了後も 引き続き利用する場合、 利用可能 | 交流採用前から貸与を受け、 規程上退職後も引き続き 貸与を認めている場合に限り 利用可能 | 利用可能 |
| | 企 業 内 預 金 | 継続可能 （積み増し不可） | 継続不可 | 利用可能 |
| | 企 業 内 貸 付 | 継続可能 （交流採用の任期満了後も 引き続き返済する場合、 新たな貸付可能） | 継続可能 （新たな貸付不可） | 利用可能 |
| | そ の 他 （カフェテリア アプラン等） | 交流採用前から引き続き、 又は交流採用の任期満了後も 引き続き利用する場合、 一定のサービスを利用可能 | 利用不可 | 利用可能 |

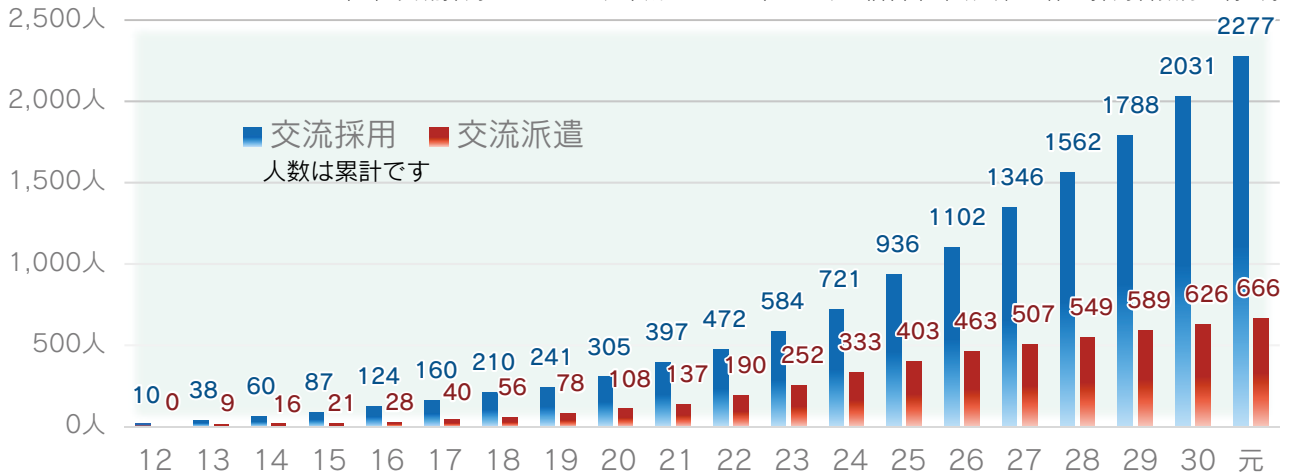
（※1） 交流採用を実施する民間企業等は、「雇用継続型」と「退職型」のいずれかを選択することができます。

（※2） 民間企業内福利厚生制度については、一般的な適用関係を掲載しています。具体的な内容については、人事院が「人事交流の実施に関する計画」を認定した後、府省等と民間企業等との間で取り決められます。

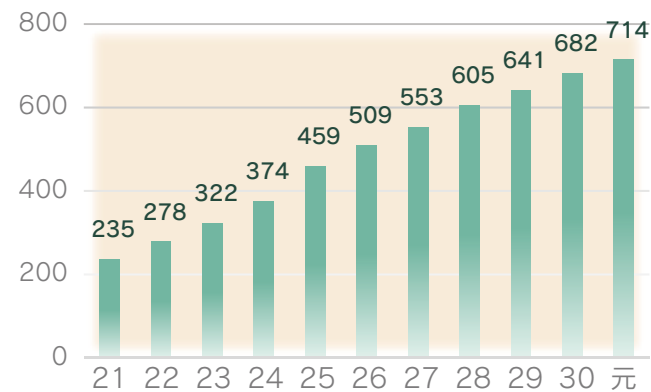
5 官民人事交流の実施状況

交流採用（民間企業等→国）、交流派遣（国→民間企業等）の人数

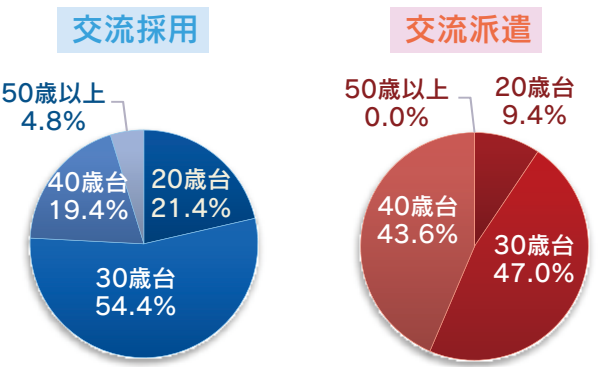
(※) 交流採用については、平成15～18年における旧日本郵政公社に係る採用者数分は除く。



官民人事交流を実施した民間企業等の総数



年齢別状況（平 29～令和元）

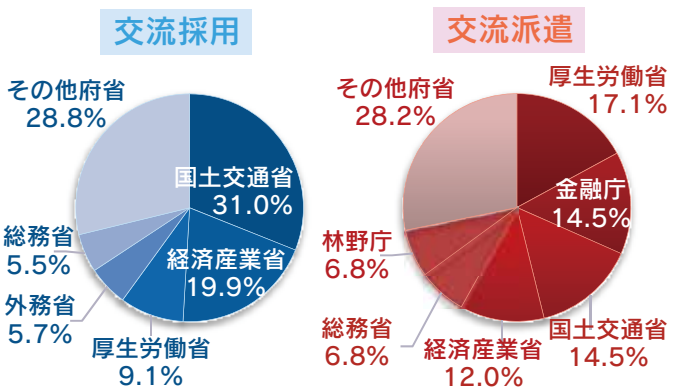


業種別の交流状況（令和元年）

| 業種 | 交流採用 | 交流派遣 | 計 |
|---------------|------|------|-----|
| 金融業、保険業 | 73 | 11 | 84 |
| 製造業 | 48 | 6 | 54 |
| サービス業 | 37 | 8 | 45 |
| 運輸業、郵便業 | 28 | 4 | 32 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 20 | 1 | 21 |
| 情報通信業 | 10 | 4 | 14 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 10 | 1 | 11 |
| 卸売業、小売業 | 6 | 2 | 8 |
| 建設業 | 7 | - | 7 |
| 農業、林業、漁業 | 2 | 2 | 4 |
| 医療、福祉 | 4 | - | 4 |
| 教育、学習支援業 | - | 1 | 1 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 1 | - | 1 |
| 計 | 246 | 40 | 286 |

(注)「業種」欄の分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)により、サービス業は、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」となっています。

府省別の交流状況(平 29～令和元)



本府省・地方別の交流状況

平成29年から令和元年までの3年間でみると官民人事交流全体の1～2割が民間企業等と国の出先機関との間の人事交流(交流採用、交流派遣)となっています。

6

官民人事交流の体験談

交流採用（民から官へ）

1

木村駿一 氏

野村證券株式会社 経営企画部
課長代理

野村證券株式会社→外務省

在フランス日本国大使館

官民人事交流の経験が
自身を成長させる

私は、官民人事交流制度で外務省 在フランス日本国大使館に出向し、2025年の国際博覧会（万博）を我が国に誘致する活動に従事しました。おかげさまで大阪・関西万博の開催が決定し、その後、2018年12月に交流期間を終えています。

交流期間を通じて、様々な経験があり、学びがありました。誘致活動において、諸外国の政府関係者等と頻りに会合の機会を持ちましたが、そこでは相手国に文化的・外交的な配慮をした上で、日本の魅力をしっかりと伝える必要があります。そのために、事務的な準備をすることはもちろん、事前に相手国の文化や日本との関係について勉強しておく必要もあります。

こうした業務の積み重ねで、渉外のノウハウを学び、事務処理能力を高め、少し大袈裟かもしれませんが国際感覚も磨きました。これらは現在の勤務先で役立つ場面が多々ありますので、今回の交流は大阪・関西万博を誘致したという純粋な結果だけでなく、自身の成長という観点から見ても、非常に実りの多いものでした。官民人事交流制度は、企業における人材育成の手段として広く活用していただけるのではないかと、その経験者として思います。

こうした業務の積み重ねで、渉外のノウハウを学び、事務処理能力を高め、少し大袈裟かもしれませんが国際感覚も磨きました。これらは現在の勤務先で役立つ場面が多々ありますので、今回の交流は大阪・関西万博を誘致したという純粋な結果だけでなく、自身の成長という観点から見ても、非常に実りの多いものでした。官民人事交流制度は、企業における人材育成の手段として広く活用していただけるのではないかと、その経験者として思います。

2

藪田憲二 氏

株式会社北洋銀行
営業戦略部 営業企画グループ 調査役

株式会社北洋銀行→国土交通省

北海道開発局 港湾空港部
港湾計画課 開発専門職産・学・官の輸出振興事務局として
学んだこと

私は、平成27年4月から平成30年3月までの3年間、国土交通省北海道開発局の港湾空港部港湾計画課で交流採用を経験しました。

港湾計画課では、港湾の計画・物流・利用促進に関する調査の事務等を担当し、主に「北海道国際輸送プラットフォーム（HOP: 通称ポップ）」の取組みに従事しました。HOPとは、北海道産品の輸出拡大を図るべく、5か年にわたり北海道の産学官が連携して推進した輸出促進の取組みです。初心者でも簡単に輸出できるよう、輸出手続きの代行及び小口冷凍・冷蔵輸送サービスを全国で初めて開始し、通算250社がサービスを活用し、総額約5,400万円、総量約32tの北海道産品を輸出しました。

HOP推進協議会の事務局として、国・大学・自治体・公的団体・民間企業などの会員55団体のネットワークの中で仕事をさせていただき、私は様々なことに対する『調整力』を学びました。現在の職場でも、関係する多数の部局間の調整にこの経験を活用できていると感じています。また、本取組みを通じてあらゆる業種の沢山の方々とお目にかかる機会があり、仕事の幅も広げることができました。今回の交流採用を通じて、民間と行政がもっと協力できるようになれば、より良い制度や環境を作ることができるのではないかと感じたため、今後は北海道の官民連携のサポートやコーディネート等ができるよう、この経験を活かしていきたいと考えています。

官民人事交流は、社会人としての経験においても大変貴重な機会でした。自分の業種では経験できないような新しい事象や考え方を学べる良い機会なので、より多くの方に積極的なチャレンジをお勧めしたいです。

この体験談は、平成30年度及び令和元年度に開催した「官民人事交流に関する説明会」での講演内容を内閣府官民人材交流センターにおいて要約したもので、所属等は説明会時点のものです。

交流派遣（官から民へ）

3

飯村由香里 氏 | 総務省 情報流通行政局 情報流通振興課
情報流通高度化推進室 室長

総務省→ヤフー株式会社

政策企画本部 政策企画部
シニアスペシャリスト

情報通信行政の経験を活かして インターネットによる課題解決に 取り組む



私は、平成 28 年 7 月から 2 年間交流派遣としてヤフー株式会社で勤務しました。総務省でも情報通信技術を活用した振興業務等を担当していたこともあり、ある程度知見のあった分野もありましたが、新しい気付きも非常に多く素晴らしい経験となりました。

ヤフー株式会社では、いくつかの部署を兼務させていただいていたのですが、インターネットを活用した課題解決に取り組むための方策の検討や、総務省での放送関係部局にいた知見も活かして、ネットメディアの品質のあり方などについて議論

等を行いました。

官民人事交流で得たことに、官民という異なる環境であっても、人々の生活を向上させるという目的や根本で大事にしている思想は同じだという気付きがありました。ヤフー株式会社ではインターネットを使って課題解決を行う、課題解決エンジンになるといったビジョンがあり、総務省でも ICT を活用して国民の生活を便利にする、企業活動を活性化するという政策目的があります。この気付きを得たことも含め、交流先では働き方も非常に柔軟で、テレワークやペーパーレス、業務の効率化など進んでいる部分を活かし、現在の仕事のテレワークの推進にも交流派遣での成果をつなげています。

民間企業の人事担当者

4

中川晴美 氏

東日本旅客鉄道株式会社
人事部 担当部長

経営ビジョン変革の実現に向け 交流者の経験に期待

東日本旅客鉄道株式会社では、平成 12 年に官民人事交流制度が施行されて以来、国土交通省等と多数の交流採用・派遣を行ってきました。

当社では、自社以外との人事交流が社員の成長に有効であると考えており、積極的に取り組んでいます。

国に送り出した社員と意見交換をしますと、「国は仕事のスピードが非常に早く、業務推進力が向上した。」「国の代表として上場企業の役員等と仕事で関わる機会も多く、使命感や責任感が強まった。」「国が推進する施策の流れを間近でみることで視野が広がった。」「周囲の若手の意識が非常に高く活気に溢れており、モチベーションが高まった。」等といった意見が聞かれ、彼らが交流経験を通じて自らの成長を実感していることを強く感じました。

時代が急激に変化する中、当社はグループ経営ビジョン「変革 2027」において、「鉄道を起点としたサービスの提供」から「ヒトを起点とした価値・サービスの創造」への転換を掲げております。

交流者にはぜひ、交流経験で体得した「新たな事に果敢に挑戦する力」を活かし、この改革の実現に貢献してくれることを期待しています。

また、官民人事交流制度は、送り出した社員の成長という効果だけでなく、国の職員の受入れにより周りの社員に良い影響を及ぼす効果もあると考えています。



5 須藤卓也 氏

株式会社荘内銀行
人事部 シニアマネージャー

中堅行員の成長意欲向上 に制度を活用



株式会社荘内銀行では、2012年7月から官民人事交流制度を活用し、これまでに、経済産業省東北経済産業局との間で交流採用・交流派遣を各3回実施しています。

当行からは33歳くらいの中堅の行員を交流採用者として送り出し、交流期間中に法令に基づく計画の認定審査や各種施策のセミナー開催など、国の様々な業務の経験を積んでもらっています。

また、交流派遣として当行に来られた方には、まず営業部門で取引先への訪問や各種支援制度に関する業務を経験してもらい、その後、経営企画部門において中期経営計画の策定など当行の中核ともいえる業務を担当してもらっています。

当行では、交流を終えて当行に戻ってきた者を、本部に配属して、その経験やノウハウを組織で共有できるようにしており、そのことが取引先に対する問題解決力やコンサルティング能力の全体的な向上につながっていると思います。また、交流で経験した税制に関する知見や顧客データの分析など、融資に限らない広い視野から商品・サービスの見直しが為されるようになったことも、官民人事交流によるメリットではないかと考えています。

当行では「行きたい人、手を挙げてください」というキャリアチャレンジ制度を導入しており、官民人事交流を中堅行員の視野拡大あるいは成長意欲向上の機会ととらえているのですが、これまでの交流経験者の成長からみて、この制度を十分に活用できていると実感しています。

6 西原隆介 氏

豊田通商株式会社
人事部 異動・雇用グループ

交流の動機付けと フォローアップが重要

豊田通商株式会社では、2010年から官民人事交流制度を活用し、これまでに、経済産業省との間で交流派遣・交流採用を各2件、外務省との間で交流採用を5件実施しています。

当社として官民人事交流制度を活用するねらいは大きく3点あります。1点目は人的交流や社外ネットワークの形成、2点目は異業種・異文化を経験する機会の提供、3点目は社員のキャリア形成や人材育成というものです。実際に官民人事交流を経験した社員から話を聞くと、国と民間企業での仕事の進め方の違いや国の視点で戦略を考えることによる視野の広がりや視座の高まりなど、学んだことや得たものが数多くあったと聞いています。

また、この制度の活用にあたり人事担当者として大切だと感じていることがあります。まずは、交流者に対しての動機付けです。なぜあなたを派遣するのか、交流での経験があなたを成長させ、それが会社の成長にも繋がるのだということなど、しっかりとインプットしてから官庁に赴任してもらうことが重要かと思います。次に、人事交流が終了した後の交流者への丁寧なフォローです。任期後は、国での経験を活かせるような組織・部署へ配属することによって、モチベーションをキープ、あるいは上げることができるように努めております。最後は、スケジュールを意識した交流者の選定、選定後の官庁の担当者とのコミュニケーションです。交流者の選定には十分な検討期間が必要ですし、手続きにも一定の期間を要します。スケジュール管理をしっかり意識していただくことが重要だと思っています。



この体験談は、平成30年度及び令和元年度に開催した「官民人事交流に関する説明会」での講演内容を内閣府官民人材交流センターにおいて要約したもので、所属等は説明会時点のものです。

7 Q&A

Q.1 人事院の公募について応募の受付期間はありますか。

A 応募の受付は年間を通じて行っていますので、いつでもご応募ください。
公募は、人事院のホームページにも随時掲載されていますので、ご確認ください。

Q.2 どのような民間企業・団体でも官民人事交流制度を活用できるのでしょうか。

A 官民人事交流制度の対象となる民間企業等は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社などのほか、令和元年12月の人事院規則の改正により、農林中央金庫が新たに対象として加わりました。詳細は1ページをご参照ください。
ただし、府省等との所管関係、契約関係等に基づき官民人事交流が制限される場合があります。詳細は3ページをご参照ください。

Q.3 官民人事交流を実施する場合は、交流派遣と交流採用を両方行わなければなりませんか。

A いずれか一方のみを実施することもできますし、両方とも実施することもできます。

Q.4 府省等へ交流採用されるためには、民間企業等を退職しなければなりませんか。

A 交流採用を実施するには、「雇用継続型」か「退職型」のいずれかを選択することができます。詳細は2ページをご参照ください。

Q.5 ある府省との人事交流を希望しているのですが、その府省に直接連絡することは可能ですか。

A 2ページのとおり、官民人事交流の実施に当たっては、人事院の公募に応募していただく必要がありますが、その前に、府省の人事担当者に直接連絡して、事前のご相談をしていただいても構いません。各府省のお問い合わせ先については、裏表紙をご参照ください。

Q.6 官民人事交流は、本府省との間の交流だけでしょうか。

A 本府省との間だけでなく、地方支分部局（国の出先機関）との間の人事交流が可能です。官民人事交流制度の対象となる「府省等」は1ページをご参照ください。

Q.7 官民人事交流について、制度の説明や実際に人事交流された方の体験談などを聞く機会がありますか。

A 毎年秋に、東京、大阪等で「官民人事交流に関する説明会」を開催しており、150前後の民間企業等の人事担当の方にご参加いただいております。内容は、制度の説明のほか、官民人事交流をされた方の体験談等となっています。日程や会場等は、官民人材交流センターのウェブサイト（<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kouryu.html>）でお知らせしますので、ぜひご参加ください。

官民人事交流に関するお問い合わせ先

官民人事交流に関する全般的な窓口

内閣府官民人材交流センター
官民人材交流担当

TEL:03-6268-7676 **E-mail:kouryuu.s6y@cao.go.jp**

官民人事交流の実施に関することについて(交流基準、民間企業等の公募、民間企業等からの応募等)

人事院人材局企画課
人事交流班

TEL:03-3581-7722 **E-mail:kanmin-kouryuu@jinji.go.jp**

官民人事交流の制度に関することについて

内閣官房内閣人事局
交流係

TEL:03-6257-3761 **E-mail:kanmin-kouryu.u7f@cas.go.jp**

各府省等のお問い合わせ先 (代表電話を掲載しております)

| | | |
|----------|---------------|--------------|
| 内閣府 | 大臣官房人事課 | 03-5253-2111 |
| 宮内庁 | 長官官房秘書課 | 03-3213-1111 |
| 公正取引委員会 | 事務総局官房人事課 | 03-3581-5471 |
| 警察庁 | 長官官房人事課 | 03-3581-0141 |
| 金融庁 | 総合政策局秘書課 | 03-3506-6000 |
| 消費者庁 | 総務課 | 03-3507-8800 |
| 復興庁 | 総括班 | 03-6328-1111 |
| 総務省 | 大臣官房秘書課 | 03-5253-5111 |
| 法務省 | 大臣官房人事課 | 03-3580-4111 |
| 外務省 | 大臣官房人事課 | 03-3580-3311 |
| 財務省 | 大臣官房秘書課 | 03-3581-4111 |
| 国税庁 | 長官官房人事課 | 03-3581-4161 |
| 文部科学省 | 大臣官房人事課 | 03-5253-4111 |
| 厚生労働省 | 大臣官房人事課 | 03-5253-1111 |
| 農林水産省 | 大臣官房秘書課 | 03-3502-8111 |
| 林野庁 | 林政部林政課 | 03-3502-8111 |
| 水産庁 | 漁政部漁政課 | 03-3502-8111 |
| 経済産業省 | 大臣官房秘書課 | 03-3501-1511 |
| 資源エネルギー庁 | 総合政策課 | 03-3501-1511 |
| 特許庁 | 総務部秘書課 | 03-3581-1101 |
| 中小企業庁 | 長官官房業務管理官室 | 03-3501-1511 |
| 国土交通省 | 大臣官房人事課 | 03-5253-8111 |
| 観光庁 | 総務課調整室 | 03-5253-8111 |
| 運輸安全委員会 | 運輸安全委員会事務局総務課 | 03-5367-5025 |
| 気象庁 | 総務部人事課 | 03-3212-8341 |
| 海上保安庁 | 総務部人事課 | 03-3591-6361 |
| 環境省 | 大臣官房秘書課 | 03-3581-3351 |
| 原子力規制委員会 | 原子力規制庁長官官房人事課 | 03-3581-3352 |
| 防衛省 | 人事教育局人事計画・補任課 | 03-3268-3111 |
| 会計検査院 | 事務総長官房人事課 | 03-3581-3251 |
| 人事院 | 事務総局人事課 | 03-3581-5311 |
| 内閣官房 | 内閣総務官室 | 03-5253-2111 |
| 内閣法制局 | 長官総務室総務課 | 03-3581-7271 |